

武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 武蔵野市障害者福祉センター（以下「福祉センター」という。）の建物の老朽化に伴う大規模改修、業務のあり方、機能の見直し等について検討を行うため、武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 障害者福祉サービスにおける福祉センターの役割に関すること。
- (2) 福祉センターのサービスの提供に必要なハード面の整備に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 武蔵野市障害者福祉センター運営協議会の委員
- (2) 武蔵野市地域自立支援協議会の委員
- (3) 一般社団法人武蔵野市医師会を代表する者
- (4) 学識経験者
- (5) 健康福祉部長

（任期）

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から令和3年12月31日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会）

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

（報酬等）

第7条 委員の報酬等については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、日額とし、その額は市長が別に定める。

（事務局）

第8条 委員会の事務局は、健康福祉部障害者福祉課に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和3年5月25日から施行する。

2 この要綱は、令和3年12月31日限り、その効力を失う。